

7月11日発行

生品だより

市HP



2024

7

No.195

生品行政センター ☎ 57-1055 (平日、午前8時30分～午後5時15分)

カラー版だより

太田市20周年記念事業



お知らせ

新田まつり・花火大会

8月10日

土

生品行政センター(本部)

☎ 57-1055

午後5時～7時30分※花火は7時からです。

新田野球場周辺(新田庁舎南側)

荒天時は翌日に順延

市HP



内容 ●子どもみこし

●新田地区中学校吹奏楽(木崎・生品・綿打)

●打ち上げ花火(約3千発) 音の光の花火ショー

※詳しくは、配布するプログラムをご覧ください。

市HPからも見られます。



検診を受けに行こう!

7～8月は予約が取りやすくなります。この機会にぜひ受診しましょう。

※詳細は4月下旬に郵送した黄色の封筒「太田市各種けんしんのお知らせ」や、ホームページをご覧ください。

【集団検診】

・胃がん、乳がん、子宮頸がん、骨粗しょう症検診は要予約。

・乳がん、子宮頸がん検診は同日で予約可能。

・乳がん検診は8月4日に日曜日検診があります。

LINE予約はこちら→



【医療機関】

・90カ所以上の医療機関から受診場所を選べます。

・土曜日も受診できる医療機関があります。

(詳細は各医療機関にお問い合わせください)

令和6年12月20日まで受診できます。

お問い合わせは新田保健センターまで

☎ 57-2651



お知らせ

(仮称)太田西複合拠点公共施設の愛称を決めるための市民投票を実施した結果、「エアリス ベース(AIRYS BASE)」に決定しました。太田市 西複合施設 ☎ 57-2676

介護予防教室

介護予防体操指導士・岡田先生による軽運動

無料

対象 市内在住のおおむね65歳以上

(要介護・要支援認定を受けている人も可)

※治療中の人は主治医に相談してください。

新田地域包括支援センター ☎ 56-1717

日時 8月27日(火) 午前10時～11時30分

会場 綿打行政センター

定員 先着40人 持ち物 タオル、飲み物、バスタオルorヨガマット

申し込み 電話で、新田地域包括支援センターへ

参加される方へ 自宅で検温し、発熱(37.5℃以上)や咳などの風邪症状がある場合は参加控えていただくようお願いします。

7月の休館日

31日(水)

行政センターの貸館はお休みです。
証明発行・納税など、窓口業務は行います。

お知らせ

がん検診のキャッチコピー募集!

家族みんなでがん検診について考えよう!

応募期間 令和6年7月15日～8月20日

対象 小学校1年生以上の太田市民

応募方法 Webの専用フォーム(下記QRコードから)またはハガキ・FAXに必要事項を記入の上応募。一人1点まで、未発表の物に限る。

宛先 〒373-0851 太田市飯田町818
太田市保健センター FAX 0276-46-5293

必要事項 ①キャッチコピー②キャッチコピーに込めた想い③氏名④性別⑤年齢⑥生年月日⑦郵便番号・住所
賞品 大賞1名 地産米50kg相当のお米券、ラッキー賞(抽選で100名) 地産米5kg相当のお米券

Web応募フォーム用QRコード→→→

問い合わせ 太田市保健センター

☎46-5115



ポランひろば

8月10日(土) 午後2時～
風船バレー
対象 どなたでも

生品児童館 ☎20-9121

午前9時30分～午後6時15分
休館日: 日曜日、年末年始

納期限 **7月31日(水)**

税 目

問い合わせ

- 固定資産税 第2期
- 国民健康保険税 第1期

収納課

☎47-1820

- 後期高齢者医療保険料 第1期

医療年金課

☎47-1926

- 介護保険料 第1期

介護サービス課

☎47-1948

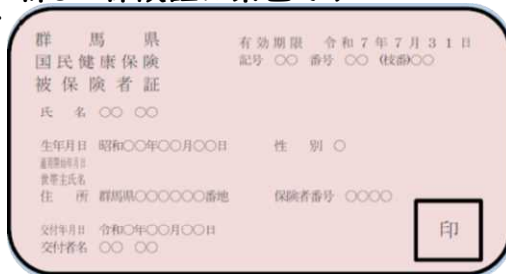
国民健康保険 後期高齢者医療制度

加入の皆さんへ

○保険証は7月中に届きます
有効期限 令和6年8月1日～
令和7年7月31日

国保加入者

新しい保険証は茶色です



後期高齢者医療制度加入者
新しい保険証はみどり色です

▲詳しくは

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	
交付年月日	
被保険者番号	
被保険者	住所
	氏名
	生年月日
資格取得年月日	
発効期日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	群馬県後期高齢者医療広域連合 前橋市大渡町一丁目10番地7 電話番号 (027) 256-7171

お問い合わせ先

国保加入者=国民健康保険課

☎47-1825

後期高齢者医療制度加入者=医療年金課

☎47-1926

共 通

○令和6年12月2日以降は保険証が新たに発行されなくなります

12月2日時点で発行済みの保険証は、記載内容に変更がない限り、有効期限までお使いいただけます。

○マイナ保険証について

マイナ保険証とは、健康保険証として利用ができるのマイナンバーカードのことです。

令和6年12月2日以降、新たに国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入された場合や転居等した場合、マイナ保険証をお持ちの方には、資格情報のお知らせをお送りします。マイナ保険証に対応していない医療機関等を受診される際は、マイナ保険証と一緒にご提示ください。マイナ保険証をお持ちでない方には、保険証の代わりに資格確認書をお送りします。医療機関等の窓口でご提示いただくとこれまでどおりの医療費負担で受診できます。マイナ保険証についてのお問い合わせはマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)へ。

「後期高齢者医療保険料が変わります」

保険料は各都道府県の広域連合によって計算方法が異なり、高齢者の医療に関する法律によりごとに見直されます。保険料の額は被保険者一人一人に均等に課される「均等割額」と、所得に応じて算出される「所得割額」の合計額です。令和6・7年度は下記のとおり変更します。

なお、昨年度と納付方法が変更になっている場合があるので、決定通知を必ずご確認ください

○保険料率が以下のとおり変わります

変更前	均等割額	4万5700円
	所得割率	8.89%
	年間上限額	66万円



変更後	均等割額	4万9100円
	所得割率	10.07% (9.36%※①)
	年間上限額	80万円 (73万円※②)

※制度改正による保険料の負担増を和らげるため、令和6年度に限り激変緩和措置を講じます。
 ①所得割率は前年中の総所得金額等一基礎控除額が58万円以下の場合、9.36%となります。
 ②年間上限額は、以下の場合73万円となります。
 ・令和6年4月1日前に資格取得した被保険者
 ・障害認定により資格取得した被保険者

○保険料率の改定に伴い、均等割額が以下のとおり変わります

世帯主および世帯の被保険者全員の 軽減判定所得の合計額	軽減 割合	均等割額変更前 (令和4・5年度)	均等割額変更後 (令和6・7年度)	差額
[43万円 +10万円×(年金・給与所得者の数-1)]以下	7割	1万3710円	1万4730円	1020円↑
[43万円+29万5000円×被保険者数 +10万円×(年金・給与所得者の数-1)]以下	5割	2万2850円	2万4550円	1700円↑
[43万円+54万5000円×被保険者数 +10万円×(年金・給与所得者の数-1)]以下	2割	3万6560円	3万9280円	2720円↑

※100円未満の端数がある場合は、端数金額は切り捨てます。

※[10万円×(年金・給与所得者の数-1)]の部分は、年金・給与所得者の数が2以上の場合のみ計算して加えます。

年金・給与所得者の数は、同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかの条件を満たす人の数です。

○給与収入が55万円を超える人(給与収入のうち専従者給与分を除く)

○前年の12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入が60万円を超える人

○前年の12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入が125万円を超える人

詳しくは7月中旬ごろに送付する決定通知書や2次元コードから県後期高齢者医療広域連合HPをご覧ください。

お問い合わせ

医療年金課 後期高齢者医療係

☎47-1926

←詳しくは



